#### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	江戸の干鰯〆粕市場
Sub Title	
Author	伊東, 弥之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1941
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.35, No.11 (1941. 11) ,p.1380(62)- 1417(99)
JaLC DOI	10.14991/001.19411101-0062
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19411101-0062

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 江戸の干鰯〆粕市場

## 伊東彌之助

保ち、又需要農民への廣範な配給・販賣網を形成し、互に富の蓄積を大にして行つた。大坂・兵庫の干鰯・〆粕間屋 多く集散した江戸市場の三である。該市場の各間屋は直接漁民と密接な仕入關係を結び、他方各市場間にも聯絡を せしめた。殊に大なる市場は西國及び北國の干鰯・〆粕を集散した大坂及び兵庫市場、東國・奥州の干鰯・〆粕を最も の發生を見たが、重要商品として全國的に需要せらる」關係から、更にそれらを蒐集し配給する市場を各地に成立 産地は東國では相模・武蔵・安房・上總・下總・常陸・奥州ー殊に南部・仙臺・磐城方面 策を行ひ、又それらの價格騰貴の際には農民の訴願が各地に行はれた例を多く見る事が出來る。この干鰯・〆粕の生 ては幕府は法令を以つてこれが増産を奬勵し、各藩でも他領への輸出禁止、濫用の阻止、 あるものは干鰯。 < 粕であつた事は夙く知る處であらう。 農耕肥料として重要なるが故に、干鰯。 < 粕の減産に對し に就いては旣に研究書が存在する。例へは大坂は「大阪市史」に詳しく、 ・肥前•日向•薩摩•長門•紀伊•對馬、北國では出雲•因幡•越後•越中•若狹の諸國で、各土地ダダにその小取引商人 綿實滓・胡麻油滓、糠、灰、藁灰等敷ある中で、最も重要 尙宮本又次氏著の「大阪に於ける北海道荷 西國では阿波・伊豫・豐後・筑 使用者への貸與等の諸

||済史研究第三八||三九號)もある。又兵庫には「兵庫米穀肥料市場沿革誌」が存在する。 との小稿はその飲けたるをいさいかでも補はんとするものである。 り江戸には纒れ

業は自明であるといふ譯にはゆかぬ。例へば江戸商業は幕府の御膝元として干渉を屢々受けると同時に、华面權力 してのみ考へて來たからに外ならぬ。これは或程度事實ではある。然しその故に大坂商業さへ說明し盡せば江戸商 思ふ。かくる豪商を輩出した江戸の干鰯〆粕取引の組織、その發展の跡をたどるは亦無益ではあるまい。 屋の主人で、且つ心學に傾倒し、別に「家訓永續記」なる著述もある。すべては富の余裕を以て成せる業であらうと 之助が各七百兩となつてゐる。又江戸國學界に聞えた村田春海は江戸小舟町の干鰯問屋の主人であつた。その家は一〇6) は春郷、皆國學を學んで著名である。更に後に屢々引用される「粕干鰯取扱方心得書」の著者喜多村富之助も干鰯問 雇人敷育を敷へ、緣の下に三年賊が隱れてゐたのを知り得ざる程の大家であつたと云はれる。春海の父は春道、兄 金献納に際しての割當にも見られる。 商家を多く持つてゐた。江戸の他の商人と比較して、干鰯・〆粕問屋が巨商を揃えてゐた事は嘉永七年の幕府の御用 引對象となつた。江戸はたの豐富な生産地を間近に控へ、市場は擴大發展し、その問屋は大坂・兵庫と同様に豪富の「65」 於ける東國の干鰯•×粕の地位はかなり重要なものである。·徳川初期のその生産地は多く西國にあり、殊に薩摩が拔 房總常野の國々へ直接配給されたが、他方その多くが關西、殊に大坂•兵庫へも積廻された。而も大坂•兵庫市場に 商業に闘する研究は寥々たるものがあつた。それは江戸を從來單なる政治的中心地と見做し、大坂の消費市場と 江戸に集められたる關東•奥州の干鰯・ベ粕は勿論江戸が關東の中心に位する關係から、所謂「地廻り」として武相 享保を境にして同地方の漁獲が減退し、大坂市場に於いてすら東國の干鰯・〆粕が重要な取 即ち久住屋五左衞門が千兩、水戶屋次郎右衞門、湯淺屋與右衞門、喜多村富

地に近く大坂に對し却つて蒐集市場の地位を占むる場合,この地理的優位が大坂の資本的優位と如何に相剋したか に近づくにつれ、 を以て擁護された。 ねばならぬ。としては僅か一商品の取引研究にすぎないが、その意味でも何等かの参考になれば幸甚である。 が残される。これらは僅か一二例にすぎない。江戸商業組織の研究には未だ残されたる分野が甚だ多いと 江戸商家の富の蓄積も増大され、 故に江戸商業は大坂商業に比 大坂商業の勢力に反撥さへ行はれたこと。或は亦、江戸が生産 より封建的色彩が强かつたと云へること。或は徳川期も幕末

- (1) 例へば寛政二年の東國鰯獵潰網取立獎颐C、日本財政經濟史料」 第三卷 四三七頁、。寛政四年九十九里濱潰網取立保 護口大阪市史」 第四卷上 一三一頁)。
- 吉井幸夫著「上總九十九里に於ける舊地曳漁業」上(社會經濟史學 第五卷第七號 九五頁)
- (3) 大阪市參事會編「大阪市史」 第一卷 七五八頁
- (4) 山口和雄著「明治前期を中心とする内房北部の漁業と漁村經濟」 下の九四、九五頁に江戸干鰯ア 粕間屋の一應の概觀
- (B) 前揭"大阪市史」 第一卷 七五〇頁

がある。

- (6) 前掲「日本財政經濟史科」 第五卷 七九〇—四頁
- 3 村田家に關しては拙稿「干鰯間屋村田春海の家」が「歴史と生活」に近く掲載さる、豫定である。

## 一江戸市場の創始

は俗に江戸四場と稱し、四ケ所に問屋を集め、 その位置、創始の年代は次の如くである。 市場を形成してゐた。即ち銚子場、

**丑年同處小松町之內壹ケ處、享保二十卯年同處蛤町之内江川場と唱候場所」** 「元祿九子年深川海邊大工町之内銚子場と唱候場處、同十三年辰年同處元木置場之内買下ケ地永代場と唱、寳永六

係の下に發生し發展したのである。大體二つの發生徑路をたどつてゐる。 果ばかりでなく、後年迄各市場がそれと〜主なる仕入地を異にしてゐた一例へば銚子場が銚子浦附近を、永代場・元 デルタの上に、次々にこれらの市場が築かれた。興味あることはこれらの市場は單に一市場が發展し膨脹せるの結 すべては現在の深川區内にあり 江川場が九十九里濱を主なる仕入地盤としてゐたのが示す様に、始めからそれら濱方との關 、現在とても該地は河岸に面し舟運あるも、當時は隅田川の廣き河口の鷹狄茂る

あつて既に小田原北條氏の時代から漁港であつた浦賀に先づ集合し、其處を足場にして房總武相の沿岸に出漁した。 處に漁場が出來上つた。然し彼ら關西漁師の房總漁場の經營は云はぐ植民地漁業經營であつた。三浦半島の先端に 房總の南端に最初の漁場が開かれ、その大漁を聞き傳へて續々來集し、短日月の間に房總から常陸へかけて其處彼 迄、紀伊•和泉・伊勢・志摩の漁師の足迹のない所はない。 而して各地に好漁場地を建設したのである。 徳川時代に於 ける鰯網の好漁獵地房總沿岸も亦彼等の手によつて發展したのである。房總各地の關西漁師の漁場開拓年代は土地 この優秀なる技術を持つ關西漁師が平和の到來と共に、全國海岸に出漁する。北は陸奥の海岸より南薩摩潟に至る ては既に企業として漁業が普遍的に營まれて居り、從つて漁船や漁具に於いて關西のそれは壓倒的に優秀であつた。 にもこれら沿岸には半農半漁を營む住民、或は多少自給漁業以上に出た人々も存在してゐたらう。然し關西にあつ 房總海岸に限らず關東の漁場といふ漁場は關西漁師の開拓に待つ處大であつた。勿論、關西漁師が東漸する以前 又同じ土地でも文献。口碑の異なるにより一定しないが、湛しき年月の差はなかつた様である。大體、(5)

漁獵中はその海岸に程近い芝地・荊棘地を開きて納屋を作つて住み、捕れた鰯は長持ちさせる爲に干鰯とし、七八月 際漁師が干鰯を關西に直接輸送するの困難は想像に難くない。其處に仲次商人の出現の余地があつた。漁場に程近 漁師に替つてこれを關西に送り資捌い 干鰯を闘西に送り、 自身も亦浦賀を經て船乃至陸路で故郷に歸るを常とした。この た。これが浦賀干鰯商人の起源である。

様□ニ付、荷物引受賣捌候。則東浦賀干鰯商賣ニて根元ニ御座候。 鰯代下し金不容易、仍而網主登候節勘定仕候ニ付、飯米其外雜用金持下り候迷惑故、浦賀に而干鰯引受代金渡吳侯 「右干鰯上方迄運送難義ニ付、浦賀迄積越商人江願置、浦賀る上方廻船を見付爲積登致世話候處、上方る上總迄干

として浦賀は漁船の出入繁く、天正年間旣に十五戸の干鰯商人の存在を見たと云はれる かくて房總の干鰯は浦賀に集められ、其處を經由して關西へ輸送された。關西漁師の植民地的漁業の前進根據地

開拓され、承應年間には仙臺の陣所も銚子に設けられ、その他諸藩も競うて之れに做ふの有様であつた。故に銚子 **關宿•行德を經て江戸に至る高瀬船による交通は、奥州諸藩の米穀を安全に輸送するの必要から、旣に正保の頃より** 飯岡・外川・銚子一帶は地理的に浦賀に最も遠く、又利根川の水運を利用し得る地位にあつた。 利根川を遡行し、 は奥州と江戸との仲繼港として米商人の發展が見られ、又奥州下りの雜貨扱問屋なども出來、活潑に活動した。か か」る植民地的漁業は江戸を中心とせる關東の發展により漸次後退せざるを得ない。漁師はその土地に定住化さ 漁獲品はその土地の周圍で消費される。先づ干鰯の好漁場で最も早く浦賀商人の手を離れたのは銚子浦である。 土地の産物干鰯を採り揚げて、關東の奥地や江戸へ送つて利益を

**其節仲買之もの差障りニ相成出入ニ罷成候處、濱方勝公事ニ御座候。其砌右深川場拂地ニ出候處、濱方ニ而買請申** 典を映くが恐らく事實であらう。銚子場創始に闘する次の文書によつても、 此等の問屋は元祿八年深川西川横町に干鰯揚場を築き、 の三人、銚子の濱方と協議の末、始めて干鰯、搾滓の賣捌問屋を開き、 太だ罕れなりし。(中略)承應年間に至り江戸北新堀の鹽屋清十郎、 てはゐなかつたが干鰯商人が數人江戸に居た事が「大日本産業事蹟」には見られ、それも銚子濱方と連絡があつたと 「銚子場之儀へ先年未々揚ケ場も無之節、矢田部、 かくて銚子浦の干鰯を主として引受けた江戸の銚子場は他の三場に先じて創立された。とれより先、市場を作つ 「寬永十四年始めて之を江戸に輸送し、所緣の商人に賣捌を爲さしめしも、當時諸國より 翌九年海邊新田へ移轉し銚子場となつたと同書は說く。 銚子、 飯岡三ケ濱三而深川干鰯場借地いたし場賣候處。 田中庄次郎及び南茅場町の網屋市郎兵衞なる者 次で仲賣等も出來て賣買次第に擴張せ かゝる問屋仲買の既存が確められる。

との時の六軒の問屋は水戸屋治郎右衞門、 加田屋助市、 田中屋庄次郎、網屋市郎兵衞、 鹽屋德兵衞、 網屋惣三郎

維持費。修繕費をも全部干鰯問屋が受負ふ全盛さを示した。然るに其後三文字屋又右衞門と云ふ商賣不鍛錬の者が輩 屋職を仰付られたが、元祿五年には年貢・諸役を勤むる外、運上を差出し、四浦賀平根山の東海岸に築いた燈明豪の あつた。前進根據地としての浦賀の繁榮は元祿の頃まで續いた。浦賀の干鰯商人は寬永十九年向井將監によつて間 次に夷隅海岸及び九十九里ケ濱の干鰯が江戸に賣買さるゝ樣になつたのは、大體浦賀干鰯屋の衰徴に待つもので

CI三八六

出した爲、濱方の不信を買ひ、遂に房州和田村の庄司五郎衞門が干鰯の江戸積送りを初めて行ひ、 設けられた元場・江川場はかくて浦賀の衰徴に於いて發展を見たのである。 干鰯荷が、浦賀を經ずして江戸に直送された其の初めを永代場に求めたと解釋すべきであらう。永代場及び其後に 永代場は江戸の干鰯場の創始の様に書かれてあるが、之れは明瞭な誤である。その記述は恐らく海上廻しによつた 各地に揚場の増設が見られ、浦賀は衰徴の一途を辿つたと云はれる。「江浦干鰯問屋仲買根元由來記」によると、九十九里ケ濱迄も海上廻しにて江戸積送りを實行した爲、同十四年深川永代町に干鰯揚場が取立られ、續いて江 以後房總浦々よ

商人も木戸より谷まで三十人余「是も干鰯二百積二艘、艀船一二艘づゝ、給金取三十人位雇傭し、大漁には一車て張、「生イワシ俵貳百五十侵任和三舟引・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ かけし頃には家敷千軒余に増加し、一張に船六艘、人八九十人を要するマカセ網が内浦より濱荻村までの間に十七 漁村の膨脹は著しきものがあつた。例へは房州天津村は天正以前は百姓百七八十軒なりしものが、萬治より元祿に 新しく開拓された闘東の原野を後に控へる江戸は、干鰯市場として浦賀より遙に好位置にあつたと云へる。第二に を中心に型作られた。浦賀は閼西への物資の仲繼市場であつたが、 のには、より 一萬五六千から二萬五六千俵干揚げると云はれ、村全體の漁船運上は年千兩に達し 總の漁場が植民地的漁業から定著漁業へと變化しつゝあつた事である。徳川初期の房總の漁場は大漁續きで沿岸 包含したと云ぶのみではない。江戸と大坂との間に大なる海陸の運送路が拓け、更に關東・奥州への交通路が江戸 きは云へ、浦賀の衰微は三文字屋個人の商賣不鍛錬のみに原因するものではない。 「生イワシ俵貳百五十俵位積三艘張ニー張人敷四十人乘」と云はれる大八手網が同村のみで三十二張、更に干鰯 大きな理由が存する。第一に覇都としての江戸の確立である。それは單に厖大なる消費者をとの都市 その地位は明かに江戸に奪はれた。のみならず 江戸に浦賀が漸次壓倒された

であつた。かくて元祿より享保にかけ江戸干鰯市場は確立され、關東に於ける集散市場としての地位は牢固たるも治20~140)、伊勢屋長兵衞、伊勢屋孫兵衞、天野五左衞門、尼屋喜四郎、湯淺屋與右衞門、大坂屋平兵衞の十七名 軒。元場は藤井長兵衞、伊勢屋長右衞門の二軒。江川場は小川五右衞門、住吉屋庄七、軒。元場は藤井長兵衞、伊勢屋長右衞門の二軒。江川場は小川五右衞門、住吉屋庄七、 のになつた。 **衞門、網屋市郎兵衞,和泉屋三郎兵衞、和泉屋仁右衞門、內田七兵衞、多田屋長右衞門、** 張迄御座候。」關西漁師の定著か或は引揚げによつて、漁場と關西との直接關係は著しく稀白になり、「付段々小八手ニ致シ、人三十人位ツ、ニテ當御領主様ニ相成候節迄(寶曆頃)ハ大八手小八手十七帳 との機會に手を引いた。「寬保比ヨリ上方商人網方アラアラ勝手仕舞ニ年々相登候。然共大八手ニテハ入目多分掛候 から定着漁業への變化が著しく行はれてゐたが、不漁はそれに拍車をかける。この地に定住せざる關西漁師は多く 最後に銚子場の例に做つて各干鰯場の創始問屋の名を並べて置く。永代場は伊勢屋伊兵衞、雜賀屋忠左衞門の二 仲繼商はその立場を失はれる。浦賀から江戸への勢力交替はかくる背景の下に必然として行はれたのである。 元祿を全盛に、享保を境として漁獵高が減退するや、漁場の整理が行はれる。旣にこの間、植民地的漁業 人三十人位ツ、ニテ當御領主様ニ相成候節迄(寶曆頃)へ大八手小八手十七張、 橋本小四郎、 大黑屋藤右衛門、 水戶屋治郎右 關西資本依存 マカセ網七

- (1) 永代場と元場を合して一組とし、江戸干鰯問屋を三組となす事もある。幕末頃小松町の元場は單なる揚場に過ぎなか つた故、斯く呼ばれたのであらう。《前掲、明治前期を中心とする内房北部の漁業と漁村經濟」 九四頁)
- (4) 「諸問屋再與調」 八 寫本
- CS) 前掲「明治前期を中心とする内房北部の漁業と漁村經濟」 下 九四頁
- 良く引用されるものに「慶長見聞記」の地獄網の描寫がある。 關東人の著者が江戸灣内で地獄網を操る關西漁師の活躍

江戸の干鰯で粕市場

曳網を開東にもたらしたものは皆關西漁師である。 を驚きの目で描いたものである。〇慶長見聞記」参一 「江戸叢書 卷二 二三頁リンその他八ッ手網・葛網・任セ網・地

- (5) 例へば九十九里を濱の地曳網のछ生年代についてさへ敷設ある。C前掲「上總九十九里に於ける舊地曳漁業」 上C社會 經濟史學 第五卷第七號 九六頁 5
- (6) (1)「江浦干鰯問屋仲買根光由來記」 寫本
- **7)「新編相模図風上記稿」卷百十三C「大日本地誌大系」 第四十卷 二九一頁D**
- (8) 大林雄也著「大日本産業事蹟」漁業及水産(「日本産業資料大系」 第四卷 八四頁)
- 9)「干鰯問屋記錄」 上 寫本
- 2)(4)「諸問屋再與調」
- 12) (13) 岸上諏吉綱「安房郡水産沿革史」 一二九一三〇頁

## 一問屋と濱方關係

夫々國元へ田畑買添、又ハ荻生網抔ハ江戸表へ出店致シ、只今ノ栖久、栖原三九郎其外浦賀邊へ干鰯問屋色々ニ手 ては多くか」る濱方網元・網商人の投資に據るものであつた。回顧談にある如く江戸の干鰯問屋栖原三九郎、栖原 關東大漁の頃の濱々の繁榮狀態の一例を天津村によつて旣に見た。關西漁師及びその附屬網商人の利益は莫大で 從つて其處に蓄積された富は他に投資される。或は土地に、或は漁獵品の販賣資本に轉化される。「網元モ は天津村老人の交政八年の囘顧談の一節である。江戸干鰯問屋はその初期に於

に活躍せる漁師の末裔たるを示すものであらう。 ン・ 次郎は天津村出身である。村田春海を出した村田屋治兵衞は春海を遡る七代の祖が九十九里濱の網元から分家し 次郎は天津村出身である。村田春海を出した村田屋治兵衞は春海を遡る七代の祖が九十九里濱の網元から分家し 問屋各戸に就いてその由來を尋ねる事は出來ぬが、その屋號の大部分が紀・勢・泉の地名を採れるは房總

樽、九年には三千九百四十六樽、十年には二千百九十六樽といふ數字を擧げ得た。か屋二軒とに仰付られ、同七年深川小松町•伊澤町•冬木町に臭拔魚油製造所が建られ、 **占的購入權を有し、自らの計算に於て、それを干鰯、〆粕、田作等に加工して仲買又は問屋に賣渡す水産製造人」その原因としては第一に消費地に於ける加工商人の出現がある。濱方に於ける網商人は「網主に專屬して大場の獨** 幕府の油政策のために再度の設立が命ぜられ、 を全焼したが、その際「竈拾壹軒」類焼とあるは〆粕製造所の事で、(4) の價は屢々江戸相場より安く竇捌き得た。又〆粕製造の際採れる魚油の精製は川邊二十八番組魚油問屋によつて早の價は屢々江戸相場より安く竇捌き得た。又〆粕製造の際採れる魚油の精製は川邊二十八番組魚油問屋によつて早 であつたが、その業務を江戸乃至浦賀問屋が代行する。流石干鰯製造には廣い干場を必要とする爲 との關係は正に逆の關係へと發展し、江戸問屋は網元・網商人を逆に壓倒し、彼等を從的地位に立たしむるに至つた。 江戸直賣買を阻止し得なかつた事は、銚子場創始に關する前揭文書に見らるゝ處である。然るに時代の推移と共に にも見られなかつた様であるが、 屋のみでなく、 その初期に於いて江戸問屋はかくる資本關係から、對濱方の地位は著しく從屬的であつた。獨り資本關係ある問 全く獨立の問屋と雖も同一である。江戸に旣に干鰯問屋仲買の存するにも拘らず、銚子浦網商人の 一時中絶して紙漉製方に於いて營まれたが , 〆粕製造場は浦賀に見られる。 弘化四年八月浦賀に火災あつて同地の干鰯魚屋場 此度は政策的意味から「何れも身柄相應の」干鰯屋共三軒と魚油元間 魚油問屋の抗議に會つて同二年廢された後も、 同所では水鰯を買取つて〆粕に製造したが、そ かゝる事は網商人の勢威を衰へ 天保八年には八千二百九十八

さする所以であらう。

勿論、御公儀檨幷御地頭様へ差上候御年貢御運上も差支候」程度に達する。問屋の仕込は濱方網主にとつて最早商立不申、又々新規網拵候様ニ相成候而ハ大造ニ仕入金借リ不申候而ハ漁稼難相成、其上差當り浦々渡世難澁ニ相成 罷成候由を以 次第相増,只今八金百五拾兩叉者二百兩位ニ罷成。」この記事は幕末の事であつたが、人足賃の増大は金は年を追ふて増大する。「本場古八手網冬職仕入金以前は七八十兩位、上網ニ而百兩止り位候處、近年人足高直ニ たしむる。 まれて行つた。 の仕込金が不可缺なものとなつてゐた。即ち人足は「一網ニ付五七十人宛余も相懸り候得共」其浦々斗り之人夫に 年上總片貝村の網元が江戸問屋からの前借に束縛せられて、 様になった事が考へられる。 第二の原因としては江戸問屋が單なる委託販賣問屋たるの地位から脱し、商品確保の安定化を闘る爲に仕込を **擔保の前借以上に出で、それ無くんば漁獵すらなし得ぬ事態にまで立至り、** 込金を「借り不申候而は差支候儀ニ付、當年之漁稼難相成、 ハ無御座候。近國所々ら相雇候處、此節右之人夫呼集メ不申候而ハ差支之儀ニ付右人夫を扶助致候。」其の際萬一 かゝる關係は旣に早い頃より存在し、安永の「漁村維持法」にも述べられ、吉井氏の前掲論文中にも文政從つて網商人のみが江戸問屋に束縛されるのではなく、網商人が排除され、直接網元をその從屬關係に立 か」る關係は既に早い頃より存在し、 又どの濱浦にても苦痛とする處で 網商人乃至網元は將來生産せらるべき干鰯が粕を擔保として前借をう あり、 既に天明三年九十九里ヶ濱の網元はそれの故に問屋 他國へ干鰯を直送し得ぬ文書を掲載してゐる。 一ヶ年網付置候へハ悉網ともけ、 資本的に全く問屋の從屬關係に追込 吉井氏の前掲論文中にも文政 一向來年ニ至り用 てれを資

かいる狀態であつたから干鰯問屋の仕込金の調達は、問屋にとつて最重要務となつて行つた。「私共儀は前書之通

之儀へ仲間へ相渡、云々はその存在を示してゐる。 屋第一之商賣ニ御座候。漁獵に對する問屋の仕込金額は莫大である。天明三年九十九里ケ濱網元への江戸干鰯問屋 (ロ) 第永年間の問屋再興願にも問屋解放の結果は金主がその調達を肯ぜず、問屋營業を困難ならしめた旨が强調されて 金主

も御座候

而是

定仕

入金

賃渡

し來

り候

」とて

自己

資本

以外か

らも

求めて

ゐる。

この
金主

は何人

である

か解ら

ぬが

、 仕込金殘高は四萬千八百三十兩余に達したと云はれるが、當時江戸に商賣をなし續けてゐたものが四場、合計し したか。「仕入金之儀は問屋共銘々有金斗=而ハ大造之金高之儀ニ付、中々賃渡し儀よ難行屆候得共、 その他網組合とて仲間内で仕込金の融通をなす事もあつた。「全體私共網組合之儀へ先年る弱手之間屋へ相互 一軒あたりにして九十九里ケ濱だけで二千四百兩余の數字が出る。この多額の金額を問屋は何處から拈 、才覺致遣候事故、問屋商賣相休候節へ組合ノ内ゟも其問屋へ大造之貸金有之候儀ニ付、右問屋休株 し込、問屋株之元手と申ハ仕入浦々之儀ニ御座候、 然ハ貸金高有無共に仕入場所ニ而干か問

末に近づくにつれ不振狀態に落入つた。 戶の銚子場問屋、その他利根川沿岸の干鰯市場、例へば關宿の問屋などは仕込金の用意を多く必要としなかつた。 は夷隅海岸と九十九里ケ濱であり、 然し各濱に於いて仕込金の要求に大小有無あるは云ふを俟たない。房總沿岸に於いても仕込金を多く要する場所 銚子場問屋は濱方に比較的弱く、その網商人とは販路を争ひ、 網引、荒野、今宮ニは商人澤山有之、江戸仕入請不申土地ニ而」とある。從つて江り、少くして濟む場所は房州南海岸、全くそれを要せざる場所は銚子浦であると云 創始古きにも拘らず幕

最後に江戸へ來る干鰯〆粕の産地を擧げて置く。その地域の廣範圍なるは勿論幕末(嘉永)の事であるからに外

〆粕多く、江戸出荷も多分にあつた。海を渡つて松前領蝦夷には鱒・鰯・鯡の粕が産出せられた。(ユワ)領釜石、大槌領大槌、宮古領宮古、いづれも粕の産地であつたが、品質は大槌が優れてゐた。更に北、 地であり、大西は漁獵に多寡を生するが、「西方干鰯」とて身薄なれども上等な干鰯を産する。夷隅海岸、詳しく云 洋に望む房總海岸には好漁場が三つある。南から夷隅海岸、 の如く網元等と直接契約はなかつた。富津以南洲之崎までは「内房州」。鰯網少く、勝山に僅か魚油を産した。 ならぬ。江戸近傍より初めて、東京灣内上總側は富津より、 粕を産したが、それより北は〆粕の産があつても品質は劣り、氣仙沼に至つて初めて上粕が出來た。それより南部 砂上粕」を産した。この地の濱商人は「買廻り」船に乗つて漁船より水鰯を買ひ集め〆粕に製したのであつて、他の濱 ト總場はその中間と云ふべく、〆粕は北場より稍良く、干鰯は厚莚である。椎名内より再び八手網の岩場海岸とな を洗ひ粕焚する故、粕の出來良く、干鰯も厚莚であるが、北場は鰯を洗はざる爲、粕に砂多く、干鰯は薄莚である。 あつた。 大東崎より下總椎名内へかけては砂場、 から江見村へかけての「中西」、布良から洲之崎へかけての「大西」なる漁場がある。中西は無砂にて上品な〆粕の産 ×粕・魚油を多く産し、殊に飯岡は優れてゐた。利根川以北常陸の波崎·矢田部一帶の砂濱は干鰯、中の湊附近は× へば房州天津邊より上總大原邊まで八ツ手網使用の岩場の海岸は漁獲多く、品も「房州本場干鰯」と唱へられ名聲が **<u></u> 一分される。
一ツ松より濱宿までを「南場」、天木より木戸迄が「北場」、それより以北が「下總場」である。南場は鰯** 其處から利根川口へかけてが銚子浦。干鰯は特に「飯貝根干鰯」と呼ばれ名代であつたが、幕末に及んでは寧ろ 地曳網漁場の九十九里ヶ濱。九十九里ヶ濱と云つても大體三つに 九十九里ヶ濱及び銚子浦であるが、夷隅の南にも鴨川 相模側は鎌倉・浦賀より以北を「内海」と唱へ、「莚干無 八戸領湊は

徳川時代江戸に蒐集せらる、干鰯〆粕は房總の所謂、本場・九十九里及び銚子浦が最も多かつたが、 その後漸次漁

三陸・近海の順となり、徳川時代殆んと獨占的であつた房總地方を含む近海は云ふに足りない金額の低さを示してゐ 北に移動した。次の統計は明治も二十年代のものであるが、東京への干鰯メ粕の輸入高は北海道・

明治二一年

、七二四千圓

、八七二十圓

明治二三年

二四〇千圓 三〇九

四九九千

三四四

二五九

、八九二 一六七 11.01111 五〇

一七五

以上の表によつて干鰯が全く減少し、〆粕が魚肥の大部分を占むる様になつた事も注目に價す

- 一三〇頁
- 前掲「干鰯間屋村田春海の家」を参照せられたし。
- 3 前揭「九十九旦舊地曳網漁業」一六〇頁
- 佐々井信太郎編二二宮尊德全集」 第七卷 書翰 一一七二頁
- 「水魚賣買凡百俵見積り候て、代金拾兩より八九兩迄之由に御座候 粕出來上り相場とは相異

江戸の干鰯と粕市場

七五 ○ 三九三

C前同 第八卷 五六頁) なり申候。乍去右水魚相場を以て、當節江戸相場に引合候では江戸表格合殊之外高直に存候、浦賀干鰯問屋發信書翰の一節

- (6) 前揭『日本財政經濟史料」 第三卷 二四二—四五頁
- 7) 佐藤信季「漁村維持法」 卷下C日本經濟大典 第十八 三二頁)
- (8) 前掲 上總九十九里に於ける舊地曳漁業」(前同 第五卷第八號 六四、六五頁)
- (9) (16) (17) 喜多村富之助「粕土鰯尚賣取扱方心得書」 嘉永五年著 寫片
- (10) (11) (12) (13) (16) 「干鰯問屋記錄」 上
- 14) 「諸問屋再興調」 7
- (18) 「東京商工會第五統計報告」 二七頁。同「第七統計報告」 寫本

### 三問屋と取引關係

の差ある事は此處では觸れない。
(1)
それから、遠州」「駿河」、關東を「地廻り」と稱した。各土地々々によつて需要する品質に適否あり、 販路を問屋用語で云へば、紀伊•和泉•大坂•灘目•兵庫地方を「大上」、伊勢•尾張•三河邊を「中國」若くは「東海道筋」、 幕末に於ける江戸問屋の干鰯メ粕賣捌範圍は西は大體兵庫止りで、それ以西は兵庫市場を仲総として取引された。 取引商人に氣質

**奪はれて行つた事は前述した處である。關東に於ける販路も恐らく同様であらう。然し關東の販路開拓に障害にな** 初め東海道筋より上方にかけての干鰯〆粕の輸送販賣は浦賀干鰯問屋が行ひ、これが元祿以降江戸問屋に地位を のは浦賀問屋のみでなく、利根川筋の宮商、例へば銚子の網商人、闘宿の干鰯屋等が有り、 然も彼らは大需要

例へば下館藩の干鰯御用は江戸問屋の多田屋又兵衞である事、又二宮尊德が下館で尊徳仕法を行ふため干鰯を必要例へば下館藩の干鰯御用は江戸問屋の多田屋又兵衞である事、又二宮尊德が下館で尊徳仕法を行ふため干鰯を必要 である。江戸は嬴東•奥州から入荷がある許りでなく、量は少くとも嬴西物•北陸物も入手し得る。肥料は土地によ **ケ村の者が江戸町奉行に「干鰯〆粕直買願書」を提出した事がある。彼等の申分は「私共村々田畑肥之儀、安房上總** とする時、下館・關宿・浦賀の干鰯屋では間に合ひ兼ねたこと等は之を證明する。 糊を遂げて行つた。その原因の一は仕込金による入荷の獨占であらう。 大は獨占の强化となり、他の商人の介在を許さなくなる。原因の二は干鰯〆粕の多様なる品種が江戸に流入する事 ふ譯であるが、<br />
江戸問屋側から云はすれば仕込の投資によつて<br />
江戸問屋を通過せざるを得ないのである。 ト總相模國其外浦々6千鰯メ粕等從來直買仕相用來り候處、近年江戸于鰯問屋共差障り直買さし妨難澁至極」とい 心たる關東平野の中央に位し、江戸より遙か好地位に存在してゐた。然るに江戸は漸次それら新市場を開拓し、 » 適否がある事は江戸問屋の强味を増す。原因の三として多量の調達には江戸問屋を俟たねば得られぬ事である。 天保六年二月、武藏國橋樹・多摩二郡五十六 仕込の増

一三の文書を以て例としやう。 江戸問屋は斯様にして着々販路を擴大し、勢力を强め、 更にはそれを維持し、 存續するに大なる努力を拂つた。

「一筆啓上仕候、先以其御地愈御堅勝=可被成御座珍重=奉存候。御地漁事之儀其後如何御座候哉、追々御吉左右

之、猶も被入御念常陸原羽崎浦ニ而取揚候粕干鰯銚子庭江送可被遣筈、縱相庭高下ニゟ地賣等相成候節は買主相斷、 銚子庭へ送り可被遺趣を以、三十ケ以前堅く御證文被遺有之處、其御浦先月中漁事之御荷物地賣外賣ニも相成候樣 一常陸原羽崎浦々之儀、銚子庭開闢御□意之御取引前以外場送者不被成候得とも、年久鋪中末々至御心得違イ爲無不明

被仰合被下度奉存候。右之段御賴申上度如斯二御座候。恐惶謹言 も氣之毒ニ奉存、此度へ及其儀不申候。尤近年打續諸浦不漁、濱江戸とも御五ニ難澁之時節ニ候母へ、 子承、私とも不審仕候。衆而當地仲間中 御荷物地賣相成候とも、以來常陸原羽崎浦御取揚御荷物先年御契約通、一字銚子庭組合江つミ送被下候樣、御一 合も有之、荷物差留メ置、御地へ及御對談申筋ニも候得とも、 御勝手二付

申(安永五年)十月

銚

問屋

中

網商人衆中樣」 4

賣・外賣するは不屈であるとの抗議文である。 これは常陸國の原・羽崎浦の干鰯は江戸銚子場問屋へ、價格の高下に拘らず送らるべき約束があるを無視して、 羽常陸原

「一筆啓上仕候。先以其神表御沙彌御堅勝二可被成御座珍重御儀奉存候。 次ニ當方無異儀罷在候。 乍憚御安心可

御座候。勿論御存知之通り仕入庭所之儀ニ御座候ゆえ、印名前等も相調申度候間、若右躰之荷物其御地江積廻候 一房州表を干鰯荷物犬坂江積替之儀、其御地江御世話賴参り候噂承り申候。左様ニ相成申候而者、往々難避之儀 難斗奉存候ニ付、別而御賴申上度、 何卒御差留メ置被下、早速當地江御知らセ被下候樣仕度御賴申 態々以飛脚如斯二卻座候。恐惶謹言 上候。近年不漁之砌二御座候へ者、

二月八日(安永七年カ)

浦賀干鰯屋衆中様

江戶兩庭干觸問屋中

によつて見るを得ざるも、恐らく江戸問屋の要求が通つたものと推測される。 は濱方生産者が江戸間屋の仕入關係を無視して、 これは房州の網商人が干鰯六百俵の大坂直賣を計畫して、浦賀干鰯屋に仲繼を頼んだのを聞き込みし江戸問屋が、 賀干鰯屋にその拒絶を要求し、 併せて積送人及びその商品名を知らする樣依頼せるものである。 直接販賣せんとする不法を抗議したものであり、 その結果は文書 以上二通の文書

大明三年にその願書が提出されてゐる。としでは天明三年の場合を例とする。 生産者側の直賣が一方目論まる」と共に、他方消費者側も江戸間屋の仲繼を排して生産者より直買せんと計畫す 企だてさせる。特に大なる資本を投下して房總の潰れ網を再興せしめ、 殊に享保以後の關西地方の不漁、或は干鰯仲間内の分裂などが、大坂の一部干鰯商をして關東漁場からの直買 直接購入せんとする試は屢々行はれたものらしく、九十九里ヶ濱のみにても寳曆五年、 江戸問屋の仕入場所と接觸せしめる事な 明和元年、 同三年及び

の代償として年百兩の冥加金を差出すとの願書が江戸勘定奉行に屆けられた。 里ケ濱の漁師を表面に立て、同濱の潰網三十張を新規に取立て 同年の三月、大坂商人備後屋儀右衞門、 播磨屋藤兵衞 高濱屋新右衞門の三名が金主仕入元であつたが、 干鰯を製し、 即ち 江戸と大坂に會所を建て賣捌き、

々つく相見得候得共、 山源五郎知行所同國同郡木戶村紋十郎、彥太郎奉申上候。上總下總兩國海邊通村々近年不獵二付、 一酒井作右衞門知行所上總國武射郡求名村藤兵衞,稻垣藤四郎御代官所同國同郡小關村彥右衞門外二人、右悤代森 網主共困錦仕、數多潰網ニ相成、渡世仕候者不及申上村々一同難儀仕候。然レ共近頃ハ漁事少 破網二而漁獵難相成候二付、 右浦之網主共仕人致吳侯樣一同相願候三村、 干鰯地引網仕入

江戸の干鰯〆粕市場

(二三九七)

承知仕候。尤荷物引請次第追々仕入金差出可申候。然共大金差出仕入仕候事故、荷物取べり未熟ニ無之樣仕度旨申候 坂表干鰯荷物少ク、近國へ不行屆所多有之候。「尤上方邊、八干鰯肥ニ無之候而は田畑とも出來方不宜、年々不作相續キ 者へ不及申上、浦付之村々百姓一同相助候儀ニ付、乍恐爲冥加壹ケ年ニ金百兩宛御上納仕、 爲取とり江戸大坂兩所へ干鰯賣場御莬札被成下置候樣奉願上候。右願之通り被仰付被下置候ハヽ、浦々漁獵渡世之 難儀仕候ニ付、此度仕入金差出、干カ荷物引請賣買致候ハト、作方宜相成諮園とも相助り可申候間、早速網數三拾乘ハ り江戸大坂兩所ペーカ賣庭御莬札被成下置候ハヽ、 分之割を以、荷物取上ケ賣買仕候儀ニ付、納ニも□手ニも相成候間、偏ニ御慈悲を以右之段御聞濟彼成下、不明 『物取高を以、年々冥加金相增御上納可致候。且又御上納金家質地面佐券可奉差上置候。勿論私共仕入網之分ハ貳 付、浦々ゟ差障り候干カ荷物江戸芝邊へ爲付送、夫ゟ大坂表へ廻船仕度,左候得は右廻船浦々よ參り候干カ荷物 私共二而は右金之仕入難相成候三付、 浦々一同相助難有仕合奉存候。 大坂表干鰯引請候者相糺仕入金差出し吳候様相賴候處、近年大 追々船數相增次第干鰯

#### **丱三月**

送りに際し特別の包裝をなし、紛れなく取引する事を主張するが、荷造の模造•印替への如きは容易く出來る事で、 新問屋が設立さるゝ時は四つの不都合が生ずると云ふ。即ちその一は江戸問屋を仲介とする整然たる仕入・販賣網 しめる。 **これに對して江戸問屋は不許可を請ふた歎願書を提出した。長文の事故大意を述ぶるに止めるが、若し願の如き** ❷蓋し從來からの仕込金の差引を觅れるからに外ならぬ。尤も新問屋側は潰網取立により製した干鰯は、 江戸問屋の存續を危くする。新問屋の成立は江戸問屋の仕込をうけてゐる荷主の荷をも新問屋に吸收せ を防止し得ない。その二は新問屋の成立による先行きの不安は江戸問屋の仕込金を減少せしむる。

屋に移るのだが、かくる込入つた仕込金の算出は殆んど不可能であると主張する。(6)の事故今更調べ兼ねるし、又その間潰れた問屋もある。潰れた問屋の仕込金は當然株の譲渡と共に、譲渡された問の事故今更調べ 要があると云ふ。更に江戸問屋は之に付加して、新問屋に若し辨濟の意思ありとも、 潰網の取立には江戸間屋の許可を要する。何故ならば潰れ網になる前江戸問屋は該網に仕込金をあたへてゐた。而 してその仕込金が辨済さる事なく廢棄されたのである。故に潰網取立者は先づ江戸問屋に許可を求め、 ば全く漁獵し得ぬ濱が多く存在する。その三は江戸問屋の仕込金は莫大な額に上る爲、 新問屋の出現はそれら金主に不安の念をあたへ、問屋の才覺を覺束無からしむる。その四は 辨濟金高の算出は年古き潰網 辨濟する必

は、獨り江戸干鰯〆粕問屋の持てるものでなく、幕府も亦それを支持してゐたのである。 所に御禮を言上し、九十九里ケ濱漁師の願は却下された、江戸を中心とする仕入・販賣網を整然と維持するの希望 寶曆・明和の場合と同様であるが、との紛争は江戸問屋の主張が通つて、同年十一月二十八日干鰯仲間一統が奉行

- (1) 前掲「粕干鰯商賣取扱方心得書」。この部分は山口氏の「九十九里舊地曳網漁業」の二八一頁以下に全文が引用されてゐ るから参照されたい。
- (名)「干鰯ど粕直買願書井買入方議定一札」 寫本。
- (3)前揭、二宫尊德全集。第七卷。,二宫尊德•山内總左衞門(下館藩士)•前田瀛州(浦賀干鰯屋)•多田屋又兵衞(江戶干鰯間
- (4)(6)(6)「干鰯門屋記錄」上

四市場取引と口錢

一月の干層と粕市場

口錢が漸次種々なる名目の下に增加した事は次の文書によつて明かである。 銚子場創始の頃の問屋は純然たる委託問屋で、仲買への賣渡代金の幾分かを口錢として濱方より受領した。この

何も掛りへ無之候。」(1)入とも三貮文づい御頼ニ付出し來候。然る所何つ之頃を哉出し入と申外ニ掛りもの御座候。先年證文ニハ貮錢之外入とも三貮文づい御頼ニ付出し來候。然る所何つ之頃を哉出し入と申外ニ掛りもの御座候。先年證文ニハ貮錢之外 之儀と相心得申候。最早年季も明ケ候哉相分り不申候得とも、同様笘錢御引取被成下、尚又申入候へ銚子場初之時 分六軒之間屋衆頼ニ付、蔵敷壹ニ付貳文づく、是ハ少し餘慶ニ候得とも川岸る蔵揚ケ日用等も有之故、右揚ケ出し 「銚子場小屋燒失後各方賴=付、笘せん壹文づゝ御取被成候處、其後再應御賴=付壹文五分に罷成候。是も年季有

過程である。これが天明元年六月改正され次の取極が結ばれた。 一時火災後の救濟の意味で取得し得た笘銭がやがては定式のものとなり、更に藏敷料や藏出入料等が増設される

事。附り右之。藏入ものへ惣元廻しる貳合づゝ切、元廻しは二匁廻しニ而、はし元からる賣初候事。丼ニ蔵しき掛 「天明元年丑七月六日兩場寄合之上粕干かとも向後買出し衆立合之上相廻し可申候。尤買出し衆早朝ニ相揃可申

りもの相改左之通

粕五百俵詰メ

干か七百俵詰メ

油三百樽詰メール四拾五匁割

粕百俵四分

干か百俵三分

油百樽七分

粕七文

干か五文

油八文

奥濱との庭錢 粕壹文

油四文

粕七厘

干か五厘

一庭せん壹厘

場掛り七厘

但し見合もの右割合

陸出し
粕干かとも 四厘宛

右之通相究申候 以上

天明元年丑六月」

**俵は改裝する―を實行する事を初めて聲明したことにもある。從來問屋は濱方より送らるゝ荷物をその儘買手に賣** との文書の重要なのは掛り錢の改訂ばかりではない。問屋と買出衆が立合の下に「廻し 品質・量を檢売し、不正

江戸の干鰯で粕市場

八三 (1回回1)

戸間屋を濱方本位の、單なる口銭獲得の委託問屋から脫却せしむる。こゝに濱方より嚴重なる抗議が銚子場問屋に 上方積登り粕干鰯とも廻し切有之難澁之旨、大坂紀州和泉路る追々連狀下り、當年伊勢筋よりも連狀を以申參候ニ 事は常に買手側の不滿の種となり、現にこの時の聲明も上方の買手筋より强硬な要請あるの結果であつた。「一近年 發せられる。 貫目札付ニいたし、送狀表へ記し登ス」檢査を嚴重にする事は濱方を不利にするは言を俟たない。この點にても江付、兩場寄合相談之上、已來粕干かとも廻し方入念時々立合改申積り、粕ハ荷かさも無數事故、上方積足節ハ銘々 その間何らの檢査を爲し得なかつた爲、濱方の品質や數量に關する不正を只默認せねばならなかつた。この

「天明元年丑十一月参り候

## 上書

## 矢田部村 東下村 銚 不

時分六軒問屋と申ハ賣問屋ニ而仲買ハ外ニ御座候。只今ハ何れも仲買を衆候事ニ御座候。然とも廻し方等之儀ハ、 買人之心持ニより賣買相成可申候。彌仲買立合廻しニ被成候事ニ御座候ハヽ、摺切ニ改メ替申度候。此儀御相談調不 外仲買之申候など用候事ニへ無之候道理ニ御座候・・・・(下略)」 **偨而先其分ニ差置キ候。其後積送り候干鰯賣付參り候處、廻し方何樣壹割方之不足ニ御座候。彌相改メ之儀ニ御座候** -・山廻しと申者何れ高下御座候。依之度々廻し方之儀ニ付兎や角いたし候儀御座候。山なし摺切ニいたし候而も 先達而干鰯廻し方立合改ニ相成候由被仰下候得共、 網商人へ及御相談ニ、双方熟談之上御改メ可然哉と率存候處、其儀無御座不埒成被成方不得其意候。 屋張先規之通賣人之心儘ニ廻し方ハ可被成候、右兩樣之內何分及御相談候。・・・(中略)・・・銚子場始之 濱々網商人大勢之儀ニ御座候得ハ、誰先達而否返答も不申入 …(中略)

時旣に問屋が仲買を衆て居り、從來仲買の取得した買口錢をも問屋が收得するに至つてゐた事が解る。 に行はれてゐるが、問屋仲買の合併されてゐる干鰯問屋では、今更行ふに及ぶまいと云ふ最後の一句によつて、 た。江戸干鰯問屋は濱方から獨立した地位をとの時旣に確立してゐたのである。尙、廻し方は外商賣の仲買では旣 意味不鮮明な處もあるが、 思も角嚴重なる抗議たることは疑を入れない。然し結局濱方の抗議は入れられなか

廻しの實行は濱方の不正をたゞし、實際の集荷の上に江戸間屋を利したが、他方買手側からはその手敷料を徵收

#### 骨

右之通兩場相談之上相究メ申候。以上」
一向州行干鰯かいりもの一意俵壹分の、一九十九里干鰯口かいり、壹俵壹原五毛の、一九十九里干鰯口かいり、壹俵壹厘五毛の、「正濱〆粕〆直し貫掛賃共」、壹俵貳分宛

たか。「粕干鰯取扱方心得書」により市場取引の方法を説明し乍ら、幕末嘉永年度の口錢を示して見たい。 問屋の收入を全部口銭とする廣い意味に於いての口銭は、斯様に漸次擴大して行つた。幕末にはどの程度になつ

再び問屋に持参すると、問屋は送狀と裏書を比較し、 は船頭持歸り、陸揚荷物の俵高、巤俵・澤手の有無の檢査を船宿より受け、その旨裏書される。裏書をうけた送狀を **光づ濱方より干鰯〆粕積の廻船が江戸に着くや一船頭は名宛ての問屋へ送狀を持參し、入船帳へ記入する。送狀 辨償を要せぬ程度の損害の場合は運賃の半額が手交され、船** 

江戸の干鰯と粕市場

時は差引かれ、揚船宿懸錢、揚場笘錢、番錢なども問屋を經由して支拂せられる。 のは一ト上下した次の着船の場合である。送狀交換に全額支拂はれる時、廻しの結果として桝欠その他の辨濟ある 頭は其旨人船帳にしたゝめ、問屋は送狀に裏書をなし、送狀は再度船頭の手に還る。運賃の全額が船頭に渡される

日)或は納市(大十二月は廿六日、小十三月は廿五日)以外は着荷の有次第、荷嵩の問屋から廻狀が出され、買出役が で魔渡す羅帝買である。値段定まる時は魔方は水揚持に水揚帳へ記入させ、俵札は買方下役に手渡される。 及び第三者立合にて行ひ、合格の分は俵札へ買方は印形を押し、賣方は水揚帳へ升目及び魚家銘を記し、 集められる。買出役の多寡に拘らず市はその日の正午に初まる。先づ揚船宿の出した見世俵により廻立を賣方∙買方 質買持をして濱買を記させる。 八役と買出役がその荷をはさんで「鑓を突」、即ち相方から値段を出し、追々それを接近させ、買出役の「上ケ止り」 引を繰返して市を閉ぢる。餘程の大漁でない限り略々其日限りで賣切れる。市が終ると賣方は揚船方へ手板と俵 し不足引合及び賣捌方譯口を通達する。濱買付の場合には賣方・水揚持・買方・濱買持・買方下役が會所へ集合し、 市は定まれる市日 - 例へば初市(房州物初市は正月四日、奥州物初市は同五日、魚油初市八日)仕舞市(七月十一 其上で賣 かくる

所へ賈買立合の引合せを行ひ得る。その上は賣方が仕切値段を定め、船便のあり次第濱方へ通知する迄である。 に對する現物の優劣であつて、不良の場合買方は入直しを賣方に請求し得る。見直しが無事濟めば、其夜の内に會 市の翌日は「見直し」があり **賣買方双方揚船宿の附けた買譯札を見乍ら俵を檢査する。檢査は升欠の有無、見本** 

屋が商品を賣捌く事は嚴禁されてゐた。又問屋が初めての荷主より荷受けをした時は、市場の會所へ三日間その旨を 市の仕法は大體以上で讒きる。すべて江戸着の干鰯〆粕はこの市を通過せねばならぬ。市場に出さず、勝手に問

賣口錢は干鰯〆粕は金壹兩に付き銀壹匁、 より得たが、嘉永六年の賣買仕法書によりその部分を抜書すれば次の如くである。 張紙する必要があつた。これは濱方の不正商根絕のためであつて、三日を經て尙他問屋より抗議なき時、 **賣人役は濱方より荷物を引請け市場にて賣捌く役であるから、濱方より賣口錢を得る。當時** 魚油は銀甍匁五分であつた。その他問屋は場懸り 持銀、藏敷等を濱方 初めて市

#### 干鰯魚〆粕

金壹兩二付銀壹匁宛

壹俵ニ付〆粕壹分宛干鰯八厘宛

金壹兩三付直合二而貮分

金壹兩二付直合壹分

但し右持銀貳分之儀者仲買方江相渡外壹分之儀者買方族人江相渡申候

石入船水揚る廿日之際ニ御拂ニ相成申候懸り物ニ御座候。

人船水揚る廿日際直段下直ニ而御拂ニ不相成廿日目る嬴入ニ相成候砌懸り物左之通 磯釽豊巌。干鰯七百俵詰〆粕五百俵詰壹ケ月銀四拾五匁割

詰合一日百俵 三付干鰯三分〆粕四分

蔵出し入壹俵ニ付干鰯六厘宛〆粕八厘宛」(も)

との外買出役より「皮」と稱し壹兩につき七分受取る。尚「外」と唱べ壹俵につき錢五文も買出役より 受け 取つた これは只預り、賣人役の場錢壹俵に付錢貳文と合して、盆暮兩度に纒め會所に提出した。

江戸の干鰯と粕市場

八七 (一四〇五)

役は元仲買の仕事であつたが、仲買が問屋に合併されて以來、同一問屋から賣人役・買出役双方が出た。 立替拂の買主負擔であつた。これらの利益より所謂「皮」・「外」が賣人役に提出される事は前述の如くである。買出 **險を増大させる。** 可申事」とある様に、 切値段より差引かれ、 兩口錢は共に問屋の得る處となつた。その上問屋が濱方に仕込金ある場合、金利として貳拾五兩に付き月壹分が仕 質として粕貳文、干鰯壹匁五分、魚油四文を五節句毎に上方間屋より收得した。運賃その他一切の懸りは買出役 役は買口錢を買主より得る。 尙「引合相究候上、賣方は仕切直段相定、髙下平均いたし、品々在切相認、便次第濱々江遣 仕切直段はかなり問屋の意の儘に定められた様である。荷主の遠隔、 買口錢は金豊兩に付き銀豊匁五分の定であつたが、 上方積の場合は上方積 問屋勢力の大はその危 從つて賣買

西物と大に異る。蓋し銚子浦に於ける網商人の勢力に由來するものであらうか。 様である。二は銚子浦その他奥揚は「聞荷」と稱し、 楊船宿の懸り錢が不要である。これ は賣方が荷物を捌き得なかつた。從つて引合後三日以内は買主側からも破談或は値切る事が出來、 は運送による差違で、 び市にて賣直す事になつてゐた。 以上は幕末永代場の、 所謂銚子浦から來る干鍋が粕は高瀬船に積み、利根川を經て問屋賣場へ直接揚げ得たので、 殊に海廻し品の取 は海廻し以外すべて然りであるから、 引及びその口錢である。これが銚子浦から來る場合、聊か趣を異にする。 市引合の上にても一應荷主へ聞き糺し、荷主同意の上ならで 九十九里ケ濱物でも陸出しは銚子場と同 「聞荷」にて値段折合はざる時は との點本場。

(1) (2) (3) (4) (5) 「干鰯問屋記録」」

(6) 前同 下

## (7) 前揭「粕干鰯商賣取扱方心得書」

## 五 仲間の成立と其强化

の事と思ふ。 的化 元文四年正月公認された。 期して最必需品十 したのである 或は仲間より請求せしめ、 て商業仲間が株として恒常的に認めらる、様になつたのは、 府は仲間による調整機能、 の時は緊急の物質政策遂行のためであつたから、 その公認までの經由は左の文書によって明瞭である。 年限定した。 漸次廣範圍に渉り公認した。干鰯問屋仲間の場合は後者、仲間側の請求によつて 特に物價引下げの効果を認めて、それを幕府監督の下に更に强化せんと 以後幕府はその實績を認めたか、十五種以外の商業仲間を或は天下 日用品二十三種に限り仲間を認め、更に徹底を

私共組合ニ而も無之、 敷にても仲間へ加入爲致、 引取賣捌仕、 「私共商賣躰ニ付元祿年中る數度願人有之,就中元文三年午年深川靏前町ニ而勘兵衞・庄右衞門・六兵衞と申者 御願申上候得は、 同六月廿三日齊口證文奉指上候。 金子貸出しくれ不申、 私共組合之外干か商賣なし者御座候節へ、身元相糺、 以來私共組合四拾三人其頃休株之もの貮拾貳人、都合六拾五人之外干加荷物決而引請申 其砌松波筑後守様へ御願御賴申上候得は、組合相定候而は結句手狹ニも可相成様ニ被爲聞召段又 早速御吟味被成下、問屋=而も無之荷物引請候儀不屆之段被仰渡、右引請候干鰯荷物私共組合 干加揚場新規取建、荷物引請取持任候ニ付、私共ゟ差支之儀申立、町御奉行所松波筑後守様 同樣商賣仕度旨奉申上差支無之段、 依之浦方仕込金荷物爲替金手支難儀仕候間 猶又其頃同所東平野町ニ而も同様之儀有之、之外色々願人とも色々ニ而金主 御吟味之上私共願之通御聞濟被爲成下、翌元文四 慥成者回座候ハ、私共る奉願上候而、何程之 何卒組合取〆、浦方問屋一同ニ無 間敷段被仰

(3) (3) 大年正月廿四日於御内寄合=私組合四拾三人言上、御帳へ御記被下置、則銘々印形奉差上、御威光ヲ以是迄商賣相未年正月廿四日於御内寄合=私組合四拾三人言上、御帳へ御記被下置、則銘々印形奉差上、御威光ヲ以是迄商賣相

鰯〆粕の密賣買が嚴禁され、幕府によつて保證されてゐる。 文面によれば公認は人數の制限でなく、 從つて完全なる獨占ではなかつたが、 問屋仲間加入以外の商家による干

不申出候者共も有之」の挿入可によつて、かなり廣い範圍に渉つて幕府が仲間を調査した事を知り得る。下鰯〆粕間(4) 如き、 文書に明らかである。 屋の仲間も早くよりかゝる幕府の默認をうけてゐた。而して、その默認により如何なる恩惠を受け得たかは、次の 現はれてゐないが 同じうせる職業にあつてはその發生は極めて早い。かいる私仲間が享保以前にも各種商人間に存在し、然も一應幕 府もそれを認めてゐたらしい。勿論享保以前にも幕府は特殊事情のために仲間を公認した事はある。例へば警察的 然し仲間は利害を同じうせる同商品を取扱ふ商人の間には自然發生するものであり、 默認程度に、組合人數を書出るしめ 又享保六年大火後の物價對策として特殊商業仲間を認めし如き之れであるが、それ以外にも公認とまで行か 享保十一年四月の江戸町觸の中に、且又寶永年中間屋帳面差出置候。是又品數多く、其以後屆ケ 振賣の仲間を組織せしめた如き、或は正德年間新貨幣流通促進の爲に大問屋の仲間を公認せし 或はそれを改訂せしめる事があつた。それは獨立した法令の上に明確に 殊に干鰯問屋の如く地域を

一元禄十丑年願人有之候節組合人數御改三付,御勘定御奉行萩原近江守様へ問屋組合人數書差上中候。

一寶永三戊年十一月御當地諸問屋御改御座候節、私共組合人數書出候樣被仰付、 即町年寄北村彦右衞門殿へ人數書

共古來より商賣仕來候譯申上候處、 一享保七寅年御當地。而干鰯引請問屋仕度旨願人有之、 右願人へハ不被仰付、 私共組合無別條商賣相續仕候。 町年寄奈良屋市右衞門殿へ私共組合被召呼御尋ニ付、 私

處、是又願人へ不被仰付. 度旨奉願上候もの御座候に付 一享保十一午年十一月大四越前守樣町御奉行即勤役之節、 私共仕來通相續仕候。 私共組合のもの町年寄樽屋藤左衞門へ被召呼御尋ニ付、 御當地ニて干が荷物三人ニ而引請冥加金差上新問屋仕 則差障り之旨返答書差上候

仕來候譯御尋ニ付、書付を以申上候處其段御聞濟被下置、 一享保十二未年二月中町御奉行所へ新問屋仕度段願出候者御座候節、私共組合町年寄樽屋藤左衞門殿被召呼、 右願人へは不被仰付候。

様被仰渡候は困窮之者共右之通り奉御願申上候。 御呵らせ双方罷立其後御沙汰無御座候。 方被召出、是迄諸浦在邊へ取替金相湾可申哉と願人ともへ御尋被遊候得共、 一享保十二午年九月御奉行大岡越前守様へ新問屋仕度段願出候付、 越前守様被仰海候八畢竟公事之種ニ相成候事を相願申段不埒成と 段々御吟味之上、諏訪美濃守樣御內寄合へ双 取立相濟不申段申上候處、大岡越前守

面全く増加を許さなかり 十五軒の多きに上つた事は 以上によつて幕府は從前より仲間の存續を認め、 たのではなく 之れを證して餘あるものであらう。要するに元文四年公認の際の趣旨は從前からの政 銚子場設立の六軒の間屋が、其後永代場その他の設立増加によつて一時六 新問屋の設立は舊慣を破るものとして許可しなかつた。然し他

だらうか。 然し「私組合四拾三人言上御帳へ御記被下置、 則銘々印形奉差上」公認は、唯慣習を成文化したどけに過ぎぬもの

て、獨占强化に役立つた。干鰯と粕間屋の場合も恐らく同様であらう。但しこの時代の仲間の公認には冥加・運上、 の注文あるを調達するに過ぎなかつた。 或は御用を勤むる事をその代償とした事もあつたが、干鰯が粕問屋にはそれが無い。僅かに年々御用干鰯とて幕府 仲間の場合では多く商業仕法書が同時に求められ、 かいる書類の提出は幕府の監督束縛が取引の上にも加へられる事にもなるが、他面公認による「御威光を以」 取引範圍、商品の種類、慣習、 口錢、問屋人數が書出されて

間杉本茂十郎が菱垣廻船積仲間を興して、各仲間より冥加を幕府に提出し株鑑札の下附を乞ふた時,干鰯〆粕問屋 然し元文以降問屋敷の増加もあるにはあつたが、 以後表面株人數は減ぜらるゝ事がなかつたが、内容は變化が有り、强力な問屋が敷株を兼ね營業を續けた。 も廻船は菱垣・樽兩積であつたが、同様冥加(二百兩)を出し、純然たる獨占の株を得た時には十五人に縮少してゐた。 ·が行はれた。即ち元文四年の四十三人は明和六年二十九人になり、安永五年には二十二人になつた。更に文化年 推薦を必要とした故、 公認された問屋仲間は純然たる獨占ではなく、問屋敷を時に増加させる事は出來たが、それには從來の問屋仲間 獨占同様であつたと云へる。而して新加入の問屋は舊仲間規約を絕對に選奉せしめられる。 大體は漸減の傾向を見せ、仲間内の淘汰によつて强力な問屋へ集

た如き、皆仲間の團結力の强固によつて達成し得たものであり、の開拓、或は文化二年株鑑札の收得によつて干鰯〆粕問屋は更に 節に述べられた問屋の發展・風化の數々、 江戸の干鰯と粕問屋仲間は以上の様に大體順潮に發展した。從つてその團結力は鞏固なものがあつたらう。前數 或は文化二年株鑑札の收得によつて干鰯〆粕問屋は更に魚油を賣る事を得て干鰯〆粕魚油問屋と名乗り得 川内部の充實は、その質力・勢威の程を物語るものであらう。 例へば濱方に對する問屋の劣勢克服、口錢の増大、 更に仲間内の融資機關としての網組合、 關西資本の排除、服路

拔荷を行へるもので、然も他方「拔荷買人津々浦々にあるものにて」問屋にとつて誠に「迷惑なる事」であつた。拔荷 不足につき。當方算違有るべき哉とて。俵別貫札被差下。 のその場合の對策を示さう。荷物の拔取りは若し問屋の手代乃至藏預り人が悪心の者であれば揚場に於いても行は 覺した際の訴書の一部を掲げる。 一例として、天明元年四月品川沖で野茶商の附舟仲間が干鰯を拔取り、包裝を替へ、再び干鰯問屋へ送つて、 一大な問題となり得る。「諸國より。積廻る船々又ハ上方江積登せる船々心得惡敷すじハ。油斷成さる者也。旣に上 れは干鰯が粕仲間に限つた事ではなく、 内外共に鞏固な團結を以て事に當つた干鰯仲間にも、 荷物登着之砌。先方にて當方。貫札に引合請取方被致。惣貫相調候處。兼而陸使を以。貫數申遺候より 、問屋の嚴重な監視下であるから、 同時代の商業仲間のすべてが悩む所のものではあつたが、干鰯〆粕仲間 あつても僅かであらうが、上方積廻船に於ける拔荷はかなり 相改候處。全此方之判ニ而無之。」は積廻中船頭が不正の 荷物運搬の際の拔取りには手を焼く事屢々であつた。 發

以日々品 請候段申候=付、則與平治へ相尋候得へ上方へ積登り候廻舟る買請候、尤與平治儀へ野菜之もの商仕候而、小舟を 候ニ付、其旨清助方へかけ合相糺し候處、前原村る参り候と申ハ僞ニ而深川熊井町清左衞門店與平治と申者方る買 節俵造り方紛敷相見へ候段、內味相改候處、右名前之房州前原浦々干かニ而へ無御座、諸浦敷ケ所之干鰯入交有之 「此度房州前原村忠誠と申名前之送狀を以、深川相河町忠次郎店清助方る干か荷物四拾五俵送り來候處 市立無之 へ相通ひ候ニ付、 右干鰯を米之明俵或は酒莚等ニ包ミ候儘ニ而買取來候を右清助方へ其儘內々ニ而賣

右訴書は清助と與平治及び廻船問屋を取調べ、今後の嚴重なる説諭を願つたものであるが、 この外仲間内での

防手段も講ぜられた。拔取は從來多く江戸湊內から浦賀へかけての內灣、殊に金澤・神奈川邊で行はれた。從つて仲 の家數によつて割當てられた。即ち「當時者當場所仕入致候者別而無人ニ候間、入用割合譬者五拾兩相懸候時は、江 場組より四拾兩出金、當場より拾兩出金右割合ニ致ヘシ。當時手廣ニ仕入致候者湯淺や・水戸や・久住・和泉屋依之 は壓々同地方へ拔盗の監視に、或は詮議に人を派した。その派遣費は市場割當でなく、 し」。當場とあるは勿論永代場である。 ,手前場へ抽店一家なれば仕入多不仕故、右見積を以五ト一當場所より出金可仕段 嘉永年間には手廣き仕入 . 銀而對談之上以來出

- (1)(3) 拙稿「享保・寛政に於ける株仲間を通じたる物價統制」(歷史と生活 第四卷第一號)
- 4)(5)(8)「干鰯問屋記錄」上
- 4) 高柳眞三-石井良助共編「御觸書寬保集成」 一〇二三頁
- 6)「諸問屋刊與調」、
- 7) 喜多村富之助「家訓永續記」 五 寫本
- 9) 前揭「粕干鰯商賣取扱方心得書」

### 六 天保改革以後

るものがあつた。 冥加・御用等によつて幕府の得た利益よりも、所謂町人が羽振りをきかす害惡が大であつた。 制度内での限度であり、 屋に資金をあたへた文化文政の時代が、徳川封建制度内で最も商業構成が高度化された時期であらう。あれが封建 杉本茂十郎が盟主となつて江戸に菱垣廻船積仲間が出來、冥加を納めて仲間員數を一定し、三橋會所を作つて いや寧ろそれを超えたかの感さへあつた。而してその結果は甚だ幕府にとつて面白からざ

之候趣、若相談にも相成候はど、右問屋相場より、貫目大鰯粕にて六百目、 引の交渉をする。商品配給網はいたづらに混亂し、然もそれによる物價の下落は一時的であり、間もなく從前以上 地方に於いてをやである。濱方は前借なき地に荷を送るであらうし、地方商人は仲繼商を排除して直接生産者と取 の騰貴が見られた。結極問屋仲間は再興せざるを得ない。 幡屋儀は素人にて、濱方より取次に候間、右之通問屋相場より下直に相成中 を誇つた仲間が消え江戸にも素人商が出現した。「小網町行德河岸、八幡屋長右衞門と申者、濱方より被頼候荷物有 人たりとも勝手に賣買せよと云ふのである。從つて干鰯商賣に限らぬ事乍ら、 つた。かぐて干鰯〆粕魚油問屋仲間も解放され、 改革が惹起される。商人の足場であつた株仲間の解放―天保改革は再び武家第一の世に返さんと欲する大手術であ 度の特異な町人文化が生み出されても、執政者の目には唯腐敗・爛熟としか寫らなかつた。 問屋名は廢された。從前の取引仕法は一切顧慮する必要なく、素 中鰯粕にて壹貫目下直に可仕趣。右八 候」は嘉永元年の文書である。況んや 團結

問屋の紛争とその變化を見よう。 に起る。各方面に訴訟が續出する。 然し一度根底を揺がしたものは再び元には返らない。 とうではその主なるもの、即ち江戸干鰯市場内部のものと江戸問屋對浦賀干鰯 返らせやうとする

曹勢力に對して新勢力の争ひが當然と

運上と同時に下附された干鰯〆粕魚油問屋の名稱は附す事を得ない。干鰯〆粕問屋にして魚油を營業種目中に加へ 増加である。天保から嘉永再興にかけての混亂期に、 先づ江戸に於いてゞあるが、嘉永の問屋再興は文化以前の狀態に返れと云ふ布達である故、當然文化年間冥加金先が江戸に於いてゞあるが、嘉永の問屋再興は文化以前の狀態に返れと云ふ布達である故、當然文化年間冥加金 改めて川邊三拾四番組魚油問屋仲間として屆出でねばならなかつた。更に重大なる變化は問屋入員 舊來の干鰯屋は十五名より丁三名に減じたに對し、新規開

江戸の干鰯〆粕市場

業者は十三名生じた。これ と主張され、 但しその間一年は市場揚地代干鰯一俵に付き四厘、魚油一樽に付き壹分の賃料を正式加入問屋に提出した。 双方に紛爭を重ねたが、次の一年間の商賣振を見た上で正式に假組へ加入すると云ふ條件で手打と 町年寄に人數名前を具申し、明治元年間屋株式廢止までその狀態を續けた。 から云はすれば單に濱方荷主の直賣を斡旋し、口錢を得るに過ぎぬ故、問屋名目から除外さるべき 後者は假組と稱した。尤も假組十三名の内

明臺燈し入用丼御用之荷物等流人船入津之節は番船差出御用」其他御用金の類も一時江戸干鰯問屋の請負ふ處とな 江戸に永代場が出來、更に元場•江川場の成立によつて、 七十萬俵がこゝに荷揚げされたが、元文年代には年漸く二三萬俵の荷揚げといふ凋落振であつた。從つて浦賀「燈 は必ず浦賀へ荷揚げせしむる浦觸が出された。 つてゐた。然るに延享年間再び浦賀干鰯屋がそれを賄ふ事になり、その代償として房總三ケ國の干鰯荷の十分の一 尼根據地としての意義が失はれ、衰退の一途をたどつた。浦賀干鰯屋の申立に據れば元祿九年頃迄は年干鰯二百六 次に浦賀干鰯問屋との關係であるが、それに先立ち元祿以降の浦賀干鰯問屋の狀態を概觀して置く。前述の樣に 浦賀の干鰯屋は其の仕入地を蠶食され、販路を奪はれ、前

入候船者浦賀御番所改請候節、何方へ積送干鰯ニ而モ東浦賀干鰯問屋會所へ銘々送狀持參、浦之干鰯へ積送り俵數 相心得漁事無之村々格別ノ事、 「於相州東浦賀先規干鰯賣買被仰付運上金差出候ニ付、十分一東浦賀凑積送可致荷揚候旨前々ヨリ相觸致シ候、其 此節猶又相觸候違背之村々於有之者呼出之遂吟味相當之□□可申付者也 有之村文者十分一東浦賀湊積送可致荷揚候趣十分一之俵數改候爲二候間、干觸積

中九月~

側は從前の十分 が生ずるのは當然である。 江戸問屋の仕入機構も混亂したので、その間隙に乘じた浦賀干鰯屋の濱方進出が可能になつた。勢ひ浦賀干鰯屋と 鰯屋をして江戸干鰯問屋の如き大なる資金を必要としなかつた。仕入金を濱方に卸さずとも集荷し得たのである。 鰯屋のたどれる推移であり、その地位は元祿以前のそれとは著しき差違である。 鰯問屋とは別途の發展を約束づけた。即ち浦賀はその背景たる相房地方への仲継地たるに止まらず、 **益した事は大坂に於ける干鰯問屋仲間の分裂が關東干鰯仕入先に浦賀を指定した事があつた。どの程度であり、ど** 獨り干鰯に限らず、 の干鰯屋を更生せしむるに足りた。その上、浦賀が享保五年下田に代つて船改番所の所在地となつた事は、 中心に廻 然るに天保改革は浦賀の特徴を喪失せしめた。御用金の廢止によつで十分一荷揚が停止せられた。然しその反面 位の期間存績したか不明であるが、 あつたが、米船去るや再び議論が起り、互に由緒を申立てく爭ひ續けた。 船宿が興り、商業が行はれる。その商取引は江戸の相場高下に比べ合せる、思惑による賣買である。これは 九年に房總三ケ國の村 **1. 荷揚を再興するか、江戸問屋の仕込むさる濱方の干鰯荷は全部浦賀揚に强制するか、その何れか** 時は嘉永であつたので浦賀は米船の渡來に幾度か混亂に陷り、 米穀や水油なども同様である。又抜荷の不正賣買も浦賀で多く行はれたらしい。更に、浦賀を 、江戸問屋は改革前の仕入機構の存績を主張して浦賀の割込みを拒み、之れに對して浦賀 江戸出入の船舶は船番所改めの爲め一應この湊に停泊せざるを得ない。そこで番所を 江戸問屋との間に競争が激化される。そとへ嘉永の問屋再與令が下された。紛爭 浦賀干鰯屋の販路擴大には役立てるものであらう。以上が元祿以降の浦賀干 へ出された個であるが、 斯様な法的强制を以てした浦賀荷上げの實行は同地 か」る浦賀の新しき地位はその干 次の文書の如く紛爭を一時停止 江戸の外港た

### 上申御請書之事

之御請書奉差上候處仍而如件 當時御吟味之御沙汰不被及候旨被仰渡、尤折合候節ニ至可願立筋有之候ハヽ追て可申上旨被仰渡、是又率畏候、 之度々臨時御用も被仰付候折柄ニて、彼地竇荷引受方等之儀ニ抱り兼候場合故、富之助外四人ゟ願立候訴狀御下ケ、 三ヶ國干鰯荷物浦賀干鰯問屋共引請方之儀ニ付,去々子年十一月廿三日奉歎願候ニ付、浦賀干鰯問屋共彼召出兩地 ·物取扱方之儀。付御吟味中、去丑年六月中異船浦賀沖え渡來ニ付て者,彼地干鰯問屋共歸村彼仰付、引續右渡來 探川西永代町家持富之助外四人、相州三浦郡東浦賀干鰯間屋勘兵衞外貮人奉申上候、私共之内富之助外る房總 

嘉永七寅年七月六日 (以下略)」

天保改革後、一時他賣に熱中したが結極は元の通りに問屋へ屈服せざるを得なかつた濱方をも、容易く抱擁する事 賀干鰯問屋の由緒を記述せるものであるが、由緒記述の必要は嘉永七年上總夷隅郡の諸濱より江戸問屋へ網仕入金 渡來による上方への商取引不安、更に最も大きな影響は江戸間屋の背景をなした幕府の權威の動搖であらう。江戸 房總地方の鰯漁の減退、市價の騰貴、北海道漁場開拓による干鰊の大量入荷、それによる仕入機構の紊亂、異國船 が出來ぬ程弱體化されてゐた。尤も江戸間屋の囘復を障害する樣な外的條件も累積してゐる。例へば嘉永四年以降 濱方乃至浦賀に對する壓力の減退に歸せしめ得る。前に屢々引用せる「江浦干鰯問屋仲買根元由來記」なる寫本は浦 の借用懇請ありしを、 との結果がどうなつたか、こゝに詳かになし得ぬのは殘念であるが、かく紛爭が永引くの一因は江戸干鰯間屋の 間は多分に幕府の「御威光を以」て、強化され存績されたから、それが失はれる時不振を來すのは當然のと 江戸問屋が應じ得られなかつた係争へ、浦賀が割込みを策した事に由來する。江戸問屋は、

とである。

- 前揭「二宮尊德全集」 第八卷 五七頁
- 2 「諸問屋再與調」 八
- 3 (8) 前同 十九
- 3 前揭「安房郡水産沿革史」 一二四頁
- 3 於ける米取引の研究」一九頁を参照されたい。 前掲、二宮尊徳全集」第七・八卷 浦賀干鰯問屋發信の相場附など。尚米穀の浦賀取引に就いては鈴木直二著「江戸に
- 3 前揭「大阪市史」 第一卷 七五一頁
- C7)「近年問屋共一同大手敷故、前金貸出にて一同心剛」云々は前田瀛洲よりの書翰。C前掲5二宮鶯德全集」第九卷
- (9)「干鰯問屋記録」下

**【追記】 本稿は本塾圖書館藏の『干鰯問屋記録 二册を基礎にして、他を渉獵し爨めたものである。同書は江戸干鰯問屋揚淺** 草に際しては戸谷敏之氏の御紹介でアチック・ミューゼアム所蔵の資料を借題するを得た。戸谷氏に厚く御醴を申上る。 屋與右衞門方の帳簿で、資料として貴重なるものと思ふが、遺憾なことに所蔵さる上二册はその一部に留まる。尚本稿起